

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1308号)

平成27年8月28日

横情審答申第1308号

平成27年8月28日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成27年1月16日教健第2489号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「横浜市立学校における定期的な放射線量測定状況」の学校ごとの推移  
が分るデータ（例できればグラフ化された状態）の開示」の非開示決定に対  
する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「横浜市立学校における定期的な放射線量測定状況」の学校ごとの推移が分るデータ（例できればグラフ化された状態）の開示」を存在しないとして非開示とした決定は妥当ではなく、「これまでの放射線量測定で市の対応の目安を超えた箇所がある学校」を対象として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市立学校における定期的な放射線量測定状況」の学校ごとの推移が分るデータ（例できればグラフ化された状態）の開示」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成26年11月5日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 「市立学校における放射線測定器の活用ガイドライン」では、横浜市立の各学校（以下「市立学校」という。）において毎月1回空間放射線量の測定を実施し、教育委員会事務局指導部健康教育課で集計後、学校ごとの全測定場所、全測定値を実施機関のホームページに掲載することとしている。
- (2) これに基づき、実施機関は、平成24年3月1日の定期測定開始時から、測定結果をPDF形式でホームページに掲載しているが、平成24年11月1日以降は、データを利用する市民の利便性を考慮し、従来のPDF形式での掲載に加えて、Excel形式でも併せて掲載をするようにした。
- (3) 測定結果については、測定日ごとにデータを作成し、原則として測定日の翌日にホームページに掲載をしている。これは測定値を速やかに市民にお知らせすることにより、放射性物質の影響に対する不安を取り除くという趣旨によるものであり、学校ごとの空間放射線量の推移が分かるデータの作成やグラフ化は行っていないこ

とから、本件申立文書は作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 公開されるべき情報は成文化された文書に限られない。成文化されていない情報であっても、成文化が可能な電算情報があれば、本件請求の対象として公開されるべきである。
- (2) 実施機関が「データを利用する市民の利便性を考慮し、従来のPDF形式での掲載に加えて、Excel形式でも併せて掲載をするようにした。」と説明している件について、単に月ごとに分断されたExcel形式の掲載は、そのままでは市民に直接の利便性は与えているとは言えない。
- (3) 実施機関の非開示理由説明書の「放射性物質の影響に対する市民の不安を取り除く趣旨」で続けられてきたことを中止するのであれば、その根本原因が解消されるよう、今までのデータを分析し、実施機関としての解釈や評価を行い、その結果を説明しなければならない説明責任がある。単に測定値を速やかに市民に知らせることが不安解消になるのなら、PDF形式のみの掲載でよかったはずである。
- (4) 学校ごとの放射線量測定データのグラフ化がなされていないのであれば、せめて市民による分析が可能となるよう、実施機関で集約、蓄積されたデータを作成し、情報公開すべきである。
- (5) 成文化が可能である電算情報に対し、市民からの開示請求があるにもかかわらず公開しないことは、行政による不作為と言わざるを得ない。
- (6) 存在するのであれば横浜市内の全校分のデータの開示を求めるが、数校分のデータでも存在すればそれも開示の対象として含める。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 市立学校における定期的な放射線量の測定について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響に対する、児童生徒、保護者及び地域の住民の不安を取り除くため、市立学校では、平成24年3月から平成26年3月まで「市立学校における放射線測定器の活用ガイドライン（平成24年1月放射線測定器活用検討会）」に基づき、毎月1回、市立学校敷地内において定期的に空間放射線量の測定を行い、その結果を実施機関のホームページ

に掲載している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は市立学校における定期的な空間放射線量測定の測定値について、学校ごとの推移が分かるデータである。

申立人は、市立学校における全校分の放射線量測定データの推移が分かる文書を求めているが、全校分が存在しないのであれば、数校分でもよいとして本件請求を行っている。

実施機関は、本件請求に対し、放射線量測定日ごとのデータは存在するものの、学校ごとの推移が分かるデータの作成やグラフ化は行っていないことから、本件請求に係る行政文書は存在しないとして非開示としている。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 当審査会は、本件申立文書は存在しないとする実施機関の説明を確認するため、平成27年5月22日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

ア) 実施機関では、平成24年3月1日から市立学校ごとに1か月に1回の頻度で、校庭の中央及び周辺より高い値の放射線量が測定される可能性のある箇所（以下「マイクロスポット」という。）について、地表から1センチメートル及び50センチメートルの位置の放射線量を測定（以下「定期測定」という。）してデータをホームページ上に掲載している。定期測定データについては、速報性が重要であると考えていることから、測定日ごとのデータは存在するものの、学校ごとにまとめているデータは作成していないため存在していない。

また、横浜市の所管施設において、平成24年10月を最後に横浜市が定めている対応の目安以上の放射線量が確認されていない。そのため、平成26年3月31日分をもって全校分の定期測定は終了しており、その後は掲載内容を更新していない。

イ) 申立人が意見書に資料として添付している「これまでの放射線量測定で市の対応の目安を超えた箇所がある学校」（以下「申立人添付資料」という。）は、次の経緯で作成されたものである。

横浜市港北区内の道路側溝周辺において、周辺より高い値の放射線量が確認されたことを受け、実施機関では、市立学校の児童生徒が日常的に近づく可能性のある場所でマイクロスポットとなる可能性のある箇所について、定期測定

を実施する以前の平成23年9月20日から同年10月27日まで、緊急的に市立学校の放射線量を測定した。その中で横浜市が定めている対応の目安以上の数値が測定された地点は18校20箇所存在することが判明した。当該地点については、堆積物や土壌の撤去、清掃を行い、撤去した堆積物や土壌の放射線量を継続して測定している。さらに、平成26年10月から、測定値を実施機関のホームページ上の上記(ア)とは異なる箇所に、「これまでの放射線量測定で市の対応の目安を超えた箇所がある学校」（以下「実施機関作成資料」という。）として掲載し、更新している。また、上記(ア)で行った定期測定の開始後、新たに2校2箇所から、横浜市が定めている対応の目安以上の放射線量が測定され、当初の18校20箇所に加えて対応をしている。

なお、実施機関作成資料については、現在も更新がされており、申立人添付資料は過去にホームページに掲載されていた実施機関作成資料のひとつである。また、申立人添付資料を含め、測定開始時から最近の更新内容まで、実施機関作成資料についてはデータを保有している。

(ウ) 実施機関が実施機関作成資料を特定しなかった理由は、単にその時点での測定値について公表したものであるので、推移が分かる文書に当てはまらないと判断したためである。また、開示請求書の記載から、平成24年3月から平成26年3月までの期間で、申立人が意見書に添付しているような時系列に沿った推移のグラフが請求対象であると判断したためである。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関は、本件請求に対し、本件申立文書は存在しないとして非開示としている。これに対し当審査会で、現在実施機関のホームページで公開されている実施機関作成資料を見分したところ、当該文書には、平成23年9月20日から同年10月27日までに市立学校で放射線量測定を行った際及び定期測定において、横浜市が定めている基準を超えた地点の測定日及び測定値並びに直前に測定した測定日及び測定値が記載されていることを確認した。

(イ) この文書について実施機関に確認したところ、現在も実施機関作成資料についてはデータを更新しており、過去のデータについても実施機関で保有しているものが存在するとのことであった。さらに、その後の放射線量がどのように変化しているかを測定し、上記ア(イ)の箇所において測定値等を更新していることが認められた。また、当初から直近までの実施機関作成資料を全て並べてみ

ると、横浜市が定めている基準を超えた地点について、撤去した堆積物や土壌の放射線量がどのように変化したかの推移を確認することができる。

(ウ) 以上のことから、過去に測定したデータを実施機関が保有しているため、当審査会としては、実施機関作成資料が、申立人が本件請求において求めている、学校ごとの推移が分かるデータに該当すると判断した。

(I) なお、申立人は異議申立書及び意見書において、実施機関で集約、蓄積されたデータを加工し、情報公開を求める旨主張している。しかし開示請求制度とは、開示請求書が提出された時点において、現存する行政文書に対して行われるものであり、加工して新たに作成したものを開示するという制度ではない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は妥当ではなく、開示請求時点までの実施機関作成資料を対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

#### (第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年1月16日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成27年2月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年2月26日 (第264回第一部会) 平成27年3月2日 (第266回第二部会) 平成27年3月5日 (第182回第三部会)	・諮問の報告
平成27年4月21日 (第269回第二部会)	・審議
平成27年5月8日 (第270回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年5月22日 (第271回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成27年6月12日 (第272回第二部会)	・審議
平成27年6月26日 (第273回第二部会)	・審議
平成27年7月10日 (第274回第二部会)	・審議